藤沢市藤沢公民館・労働会館等複合施設条例の一部改正について 藤沢市藤沢公民館・労働会館等複合施設条例の一部を次のように改正する。 2024年(令和6年)12月2日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市藤沢公民館・労働会館等複合施設条例の一部を改正する条例 藤沢市藤沢公民館・労働会館等複合施設条例(平成30年藤沢市条例第13号)の 一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

藤沢市藤沢市民センター・労働会館等複合施設条例

第1条中「市民の生涯学習活動の振興」を「藤沢市市民センター条例(昭和43年 藤沢市条例第8号)第1条に掲げる目的」に、「藤沢市藤沢公民館・労働会館等複合 施設」を「藤沢市藤沢市民センター・労働会館等複合施設」に改める。

第3条第1項第1号を次のように改める。

(1) 市民センター

第3条第2項中「公民館」を「市民センター」に改める。

第5条第1項中「労働会館」を「別表に掲げる労働会館」に改める。

別表の2 その他諸室利用料金の表を次のように改める。

2 ホールと併せて使用する諸室の利用料金

使用区分	時間区分A	時間区分B
301会議室	400円	600円
302会議室	400円	600円
303会議室	400円	600円
304会議室	800円	1,200円
501会議室	400円	600円
多目的室 2	500円	750円
和室	400円	600円
保育室	500円	750円

別表備考7中「又はその他諸室利用料金」を「及びホールと併せて使用する諸室の利用料金を合算した額」に改め、同表中備考7を備考8とし、備考6中「その他諸室」を「ホールと併せて使用する諸室の」に改め、同表中備考6を備考7とし、同表備考5の次に次のように加える。

6 ホールと併せて使用する諸室は、ホールの使用許可を受けた者に限り使 用することができる。

附則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市藤沢市民センター・労働会館等複合施設条例別 表の規定は、この条例の施行の日以後の施設等の使用に係る利用料金について適 用し、同日前の施設等の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の藤沢市藤沢市民センター・労働会館等複合施設条例別 表に規定する利用料金の徴収の手続は、この条例の施行の日前においても行うこ とができる。

提案理由

この条例を提出したのは、公民館と市民センターとの一体化に伴い、及び労働会館として使用に供する諸室及びその料金を改めるため、所要の改正をする必要による。